

マイナンバーカード交付申請書の誤交付による個人情報の漏えいについて

市民課において、職員が誤って別人の「マイナンバーカード交付申請書（以下「申請書」）」を発行・交付したことにより、1名の個人情報を漏えいしたことが発覚しました。

概要

市民課窓口で、市民課勤務の職員が、請求者と別人の申請書を発行・交付してしまい、特定個人1名の個人情報を漏えいしたものの。

経緯

令和3年2月中旬ごろ、市民A氏からの申請書の発行請求に対し、職員が端末操作を誤り別人B氏の申請書（B氏の氏名、住所、生年月日、及び性別が印字記載済み）を出力し、A氏に交付した。その後、A氏は申請書の誤りに気付かず証明写真を貼付け、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に申請した。令和3年3月15日（月）、J-LISから市民課に送付されたマイナンバーカードを交付前設定時に点検した際に、カード記載の生年月日と顔写真人物の年代が異なることに気づき、データを確認したところ誤交付の申請書であったことが分かり、漏えいが発覚したものの。

原因

職員が申請書の発行端末で対象者の画面選択を誤って出力し、その後の他の職員による点検でも見落としのまま交付したため。

対応

市職員がA氏及びB氏にそれぞれ事情説明とお詫びを申し上げ、理解をいただいた。

再発防止策

今後、このようなことのないよう事務処理手順の見直し及び点検の徹底を行い、再発防止に努めてまいります。